



第7回

税理士が解説。確定申告で陥りやすい間違いとは？



Profile プロフィール

税理士法人イデアコンサルティング 代表社員・税理士

伊東大介

大学卒業後、国税専門官28期生として東京国税局に勤務。その後、都内の税務署、税理士法人勤務を経て、平成17年に新宿にて開業。平成20年に税理士法人イデアコンサルティングを設立。

確定申告の仕方を間違えると、税務調査で指摘が入ります。再度申告はもちろん、追徴課税となることもあり、時間的にも金銭的にもダメージを受けてしましますので、慎重に行いましょう。

税務調査で指摘が入りやすいケースとは？

売上計上時期の「期ずれ」

「期末の売上げのタイミングを間違えてしまった」

確定申告で陥りやすい間違いとして多いのが「期ずれ」です。原因是、どのタイミングが計上時期であるかの勘違いにあります。「入金されたとき」や「請求書を発行したとき」が売上計上時期だと思っている方が多いのですが、正確には「商品を渡したとき」など、収益や費用の事実が発生した時期です。

例えばカードでの売上を計上する場合。カード支払いの入金が翌年の1月であっても、商品の受け渡しが12月に行われているのであれば課税対象です。飲食店ならお客様が食事をされた日、会社なら納品日など、売上計上のタイミングは「仕事が成立したとき」と考え、期末は注意深く確認しましょう。

売上計上のものれ

「口座変更申請を行わなかった」

振込口座を変更した際は、口座変更申請を得意先に送るなど連絡を徹底しましょう。フリーランスだったA氏が、会社を設立したときの例をご紹介します。

フリーランス時代の得意先○○社と取り引きを継続するため、売上の振込口座として会社名義の預金口座を開設しました。また、同じくフリーランス時代に取り引きのあった得意先△△社と再度取り引きすることになりました。しかし、これが大きな問題に。△△社とは個人預金口座を振込口座として利用してしまい、会社名義の預金口座への振替と、売上計上を失念してしまったのです。

数年後、A氏の会社に税務調査が入り、売上計上もれを指摘され、追徴税額は重加算税(本税の35%)の対象に。また、△△社にも問合せが入り、迷惑をかけてしまったそうです。

ご紹介した例のように、本人はそういうつもりではなくても、うっかりミスが大きな問題に発展するケースもあります。ミスを防ぐためにも、商工会議所で行われている相談会や会計事務所に相談することをおすすめします。